

資格取得を目指すひとり親のかたへ

柏市ひとり親自立支援教育訓練給付金

ハローワークと柏市であわせて **対象経費の60%相当額を支給**

ひとり親家庭の就業と経済的自立を促進するため、
「雇用保険制度(ハローワーク)の指定を受けた教育訓練講座」を修了したかたに
 受講費用の一部を支給します。

教育訓練講座 の種別	雇用保険 受給資格	支給申請先		市の支給割合
		柏市	ハロー ワーク	
一般・特定一般 上限20万円	あり	○	○	60%から教育訓練給付金 (ハローワーク)を差し引いた額
	なし	○	×	60%
専門実践 上限160万円 〔40万円× 修業年数×最大4年〕 ※追加給付が適用の 場合、上限240万円	あり	○※	○	85%から教育訓練給付金 (ハローワーク)を差し引いた額 ※ハローワークでの追加給付の対象とならない場合は、60%から教育訓練給付金を 差し引いた額となります。
	なし	○	×	60% 25% 追加給付 受講修了後、 1年以内に資格取得し、 就職等した場合

- 一般／特定一般教育訓練の支給上限は20万円、専門実践教育訓練は上限160万円(40万円×修業年数)です。
(専門実践教育訓練の受講修了日から1年以内に、取得した資格を活かして就労した場合、受講費用の25%が追加給付となり、
支給上限は240万円(60万円×修業年数から既に給付した額を差し引いた額)となります。)
- 雇用保険の加入者で、受給資格があるかたは、ハローワークからの支給額(教育訓練給付)との差額を柏市から支給します。
- 柏市での支給額が1万2千円を超えない場合は支給されません。

対象者

市内にお住いのひとり親家庭の母または父

- 19歳までの児童を扶養しているかた(講座修了時も同じ)
- 仕事に就くために受講が必要と認められるかた
- 母子・父子自立支援プログラム策定を受けているかた
- 自立支援教育訓練給付金の利用が初めてのかた
- 同じ趣旨の制度を現在利用していないかた(詳細は4ページ「確認事項」参照)

受講申込前に
ご相談ください。
無料で受けられます

手続きの流れ（受講講座によって手続きが変わります）

（ステップ1）柏市こども福祉課まで必ず事前相談のご連絡をください（04-7167-1455）

雇用保険受給資格なし

一般教育訓練

特定一般教育訓練

専門実践教育訓練

雇用保険受給資格あり

一般教育訓練

特定一般教育訓練

専門実践教育訓練

受講する講座を決める
(雇用保険制度の教育訓練給付金の指定訓練講座から検索)

QRコード
◀教育訓練講座検索システム

ハローワーク

雇用保険制度の受給資格の有無を確認する
(ハローワークで「教育訓練給付金支給要件回答書」を受け取ると確認ができます)

ハローワーク
先にハローワークで受講手続き
(詳しくはハローワークへ)

こども福祉課

1 面談（母子・父子自立支援プログラムの策定を行います）



2 指定申請（必要書類①②③④⑤を持参してください）（ステップ2）

3 講座指定（審査後、柏市より受講講座の指定通知書を送付します）

受講申込～開始～修了

こども福祉課

（ステップ3）

修了証明書に記載されている修了日
(雇用保険制度の受給資格がある場合は、確定後)から
30日以内に柏市こども福祉課に**支給申請**
予約のうえ、必要書類①②⑥⑦⑧⑨⑩を持参

ハローワーク

先にハローワークへ支給申請
「**支給・不支給決定通知書**」を受け取る

e-Gov電子申請▼
QRコード

ハローワーク

特定一般／専門実践教育訓練のみ
【ハローワーク追加支給1】
受講した訓練が目標としている資格取得等をし、かつ修了日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合に追加給付を受けることができます。
(詳しくはハローワークへ)

ハローワーク

専門実践教育訓練のみ
【ハローワーク追加支給2】
受講修了後の賃金が受講前と比較して5%以上上昇した場合、さらに追加給付を受けることができます。
(詳しくはハローワークへ)

こども福祉課

対象者のみ

専門実践教育訓練の受講修了後、
1年以内に資格を取得して就職等をした場合は、
30日以内に、柏市こども福祉課に追加支給申請
予約のうえ、必要書類①②⑪⑫⑬⑭⑮⑯を持参

こども福祉課

専門実践教育訓練給付金の支給金額が確定してから
30日以内に、柏市こども福祉課に追加支給申請
予約のうえ、必要書類①②⑪⑫⑬⑭⑮⑯を持参

【ハローワーク追加給付1の対象とならなかった場合】
対象経費の上限60%から教育訓練給付金を差し引いた額
【ハローワーク追加給付2の対象とならなかった場合】
対象経費の上限85%から教育訓練給付金を差し引いた額

対象講座

雇用保険制度の「一般教育訓練給付」「特定一般教育訓練給付」「専門実践教育訓練給付」の対象となる講座

雇用保険法の教育訓練給付金制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座



対象経費

入会金、登録料、受講費、教科書代、消費税、受講に必須な補助教材費

※検定試験の受験料、受講に必須でない補助教材費、補講費、行事参加費用、受講のためのパソコン等の機材、交通費、クレジット手数料、未納の費用、還付予定の費用などは助成の対象外

必要書類

ステップ1 <事前相談>

- 受講講座のパンフレット（必要経費、カリキュラムがわかるもの）
- 家計収支表



事前相談・面談後の
ステップは2つです

以下、各申請ごとに毎回必要なもの

- ひとり親家庭であることを証明する書類（児童扶養手当証書の写し、戸籍謄本など）
※公簿等で確認することに同意する場合、省略できるものもあります
- 訂正用の印鑑（認印で可）

ステップ2 <講座指定申請> 教育訓練講座の受講申込前

- 受講講座のパンフレット（必要経費、カリキュラムがわかるもの）
- ハローワークが発行する教育訓練給付金支給要件回答書
- 個人番号確認書類（本人及び児童分のマイナンバーカード、通知カード、住民票など）

ステップ3 <支給申請> 教育訓練講座の受講修了後30日以内に申請

- 受講講座の指定通知書（開始前に柏市こども福祉課から送付されたもの）
- 教育訓練施設が発行する受講講座の修了証明書（写し）※
- 教育訓練施設が発行する対象経費の領収書又はクレジット契約証明書（原本確認後、写し）※
※ハローワークにて教育訓練給付申請をされる前に、写しをとってください。
- ハローワークが発行する教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（雇用保険受給資格者のみ）
- 振込先の預金通帳、キャッシュカード（本人名義）

対象者のみ<追加支給申請> 専門実践教育訓練を受講した場合のみ

専門実践教育訓練の受講修了後、1年内に資格を取得して就職等をした場合、30日以内に申請

（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができるかたは、支給額が確定してから30日以内に申請）

- 受講講座の指定通知書（開始前に柏市こども福祉課から送付されたもの）
- 教育訓練施設が発行する受講講座の修了証明書（写し）※
- 教育訓練施設が発行する対象経費の領収書又はクレジット契約証明書（原本確認後、写し）※
※ハローワークにて教育訓練給付申請をされる前に、写しをとってください。
- ハローワークが発行する教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（雇用保険受給資格者のみ）
- 振込先の預金通帳、キャッシュカード（本人名義）
- 資格取得、就職等したことがわかる書類

母子・父子自立支援プログラム策定について

生活や就業への意欲、資格の取得について母子・父子自立支援員が状況を伺い、個々のケースに応じた計画（自立支援プログラム）を作成します。

家計収支表を作成いただき、面談をいたします。

受講修了後まで適時連絡を取りながらサポートをしていきます。



教育訓練の種類

給付金の対象となる教育訓練は、その内容等に応じて

①一般教育訓練 ②特定一般教育訓練 ③専門実践教育訓練 の3種類があります。

①一般教育訓練 ▶ その他の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練が対象

(簿記検定試験、ITパスポート、Webクリエイター能力認定試験 など)

②特定一般教育訓練 ▶ 特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練が対象

(介護職員初任者研修、大型自動車第一種・第二種免許、税理士 など)

③専門実践教育訓練 ▶ 特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練が対象

(介護福祉士、社会福祉士、看護師、美容師、歯科衛生士、保育士 など)

確認事項

□ 以下の場合には給付金を支給できません。

・**教育訓練講座の申込前に申請がない場合**

・教育訓練を途中で辞めた場合

・受講中にひとり親家庭でなくなったなど、受給要件を満たさなくなった場合

□ 市外転居される場合の継続受給の可否は、事前に転居先に確認してください。

□ 給付金は非課税所得です。

□ 他制度の利用について

求職者支援制度の職業訓練受講給付金(ハローワークにて申請)などとは併用できません。

過去に利用がある場合は事前相談で相談してください。

▶ 介護福祉士・保育士・美容師をご希望のかたは、ハローワークの職業訓練も低額で受講できる場合があります。(当給付金との併用不可)
▶ 千葉県社会福祉協議会の奨学金で、返済が免除される場合のものがあります。(当給付金との併用不可)

問い合わせ先

【柏市ひとり親自立支援教育訓練給付金に関すること】 ◀発行元

柏市役所 こども福祉課

〒277-8505 千葉県柏市柏5丁目10番1号



母子・父子自立支援員 04-7167-1455 (直通) 平日9時~16時

柏市こども福祉課 支援担当 04-7167-1595 (直通) 平日8時30分~17時15分

【教育訓練給付金に関すること】

ハローワーク松戸 雇用保険給付課

〒271-0092 千葉県松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階



04-7367-8609(代表) (部門コード:11#) 平日8時30分~17時15分

ハローワークのかたへ

このチラシをお持ちのかたは、柏市のひとり親支援「自立支援教育訓練給付金」を申請予定のかたです。

申請手続きには、ハローワークによる以下の書類が必要となりますので、発行をお願いします。

受講開始前 ▶ 教育訓練給付金支給要件回答書 (受給資格を確認するため)

受講修了後 ▶ 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書 (教育訓練給付の支給額を確認するため)